

介護認定を受けていても医療保険優先となる疾病等

1. 末期の悪性腫瘍の方

2. 厚生労働大臣が定める疾病等に該当する方

- ①多発性硬化症
- ②重症筋無力症
- ③スモン
- ④筋萎縮性側索硬化症
- ⑤脊髄小脳変性症
- ⑥ハンチントン病
- ⑦進行性筋ジストロフィー症
- ⑧パーキンソン病関連疾患
 - ・ 進行性核上性麻痺
 - ・ 大脳皮質基底核変性症
 - ・ パーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度）
- ⑨多系統萎縮症
 - ・ 綿糸体黒質変性症
 - ・ オリーブ橋小脳萎縮症
 - ・ シャイ・ドレーガー症候群
- ⑩プリオン病
- ⑪亜急性硬化性全脳炎
- ⑫ライソゾーム病
- ⑬副腎白質ジストロフィー
- ⑭脊髄性筋萎縮症
- ⑮球脊髄性筋萎縮症
- ⑯慢性炎症性脱髄性多発神経炎
- ⑰後天性免疫不全症候群
- ⑱頸髄損傷
- ⑲人工呼吸器を使用している状態

3. 急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある方。

訪問看護指示書に加えて、14日間を限度とする『特別訪問看護指示書』が必要になります。

特別訪問看護指示書は原則月1回のみの交付となりますが、①又は②に該当する場合は1ヵ月に2回まで交付可能になっております。

- ①気管カニューレを使用している状態にある方
- ②真皮を越える褥瘡の状態にある方



- ・ NPUAP（The National Ulcer Advisory Panel）分類Ⅲ度又はⅣ度
- ・ DESIGN分類（日本褥瘡学会によるもの）D3、D4、D5